

千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し、必要な事項を協議するため、千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 施策の事業化に向けた課題の整理及び実施方法に関すること。
- (3) 施策の実施状況及び成果を踏まえた課題の対応策等に関すること。
- (4) その他、計画の策定及び推進に当たり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員26名以内で組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうち適切な人材を充てることとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 介護・福祉関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 支援・互助団体等の職員

3 協議会には、会長及び副会長を置く。

4 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は必要に応じ高齢者福祉課長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 高齢者福祉課長が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定及び推進に関し必要な事項について、更なる検討を行うことを目的として、協議会にワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、協議会に検討の経過及び結果を報告する。
- 3 ワーキンググループの運営に関しては、第3条及び第5条の規定を準用する。ただし、会長は座長、副会長は副座長と読み替えるものとする。
- 4 協議会の委員は、必要あるときはワーキンググループに出席し意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は高齢者福祉課長が別に定める。

- 2 この協議会及びワーキンググループは地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。